

令和5年

障害者総合支援法、児童福祉法関係
事業者説明会（指定・指導監査関係）

令和5年3月29日

姫路市役所 監査指導課

はじめに（説明にあたって）

1 加算等に関する新しい情報（報酬に関する関係通知やQ & A等）は、監査指導課のホームページに順次掲載しますので、必ずご確認ください。

※ホームページのURLについては、説明会資料の末尾を参照してください。

※加算届の締切日については、本資料「6. 加算届の届出に関すること」で紹介します。

2 兵庫県事業者説明会の資料と重複する内容については説明を省略する場合がありますので、下のホームページから資料をダウンロードし、必ず内容をご確認ください。

【兵庫県ホームページ】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000187.html

3 同じく、「障害保健福祉関係主管課長会議資料」についても、内容をご確認ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/index.html

目次

1. 姫路市が実施する指導とその実績	P. 4
2. 姫路市実地指導における実績	P. 9
3. 実地指導における主な指摘事項	P.16
4. 行政処分実績	P.19
5. 令和3年度報酬改定で義務化された事項について	P.22
6. 加算届の届出に関すること	P.23
7. 人員に関すること	P.28
8. 定員超過に関すること	P.31
9. その他留意事項	P.34
10. 事務連絡	P.39

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(1) 集団指導と実地指導

集団指導	対象	指定を受けている全事業者
	目的	① 関係法令・制度の趣旨や目的の周知及び理解の促進 ② 算定要件等の周知による過誤・不正請求の防止 など
実地指導	対象	① 一般指導 全事業者のなかから計画的に実施 ② 随時指導 その他、一般指導が必要と認められる障害福祉サービス事業者等を対象に実施
	目的	事業所の所在地等において関係書類の閲覧及びヒアリングを実施することで、「サービスの質の確保と向上」、「利用者の尊厳保持や人権擁護」及び「適正な報酬請求等」が図られるようにする。 ①運営指導、②報酬請求指導の観点から関係法令及び指定基準、報酬基準等に照らし、適正運営がなされているかを確認し、適切でない場合は指導する。

指導及び監査の詳細な流れは、

姫路市ホームページ「指導・監査の流れ及び行政処分実績」をご覧ください。

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和4年度の集団指導の実績① 概要

令和4年度の集団指導の実績	
実施時期	令和4年12月13日（火）から令和5年1月31日（火）
対象	令和4年11月1日時点、姫路市の指定を受けている全事業者
受講方法	ウェブによる動画視聴・資料閲覧形式（YouTube 動画とPDF ファイル）

令和5年度以降集団指導の方向性

実施時期	目的
3月（事業者説明会）	制度改正、事業所運営指導等
随時	事業所運営指導

過去の集団指導資料の確認は姫路市ホームページ

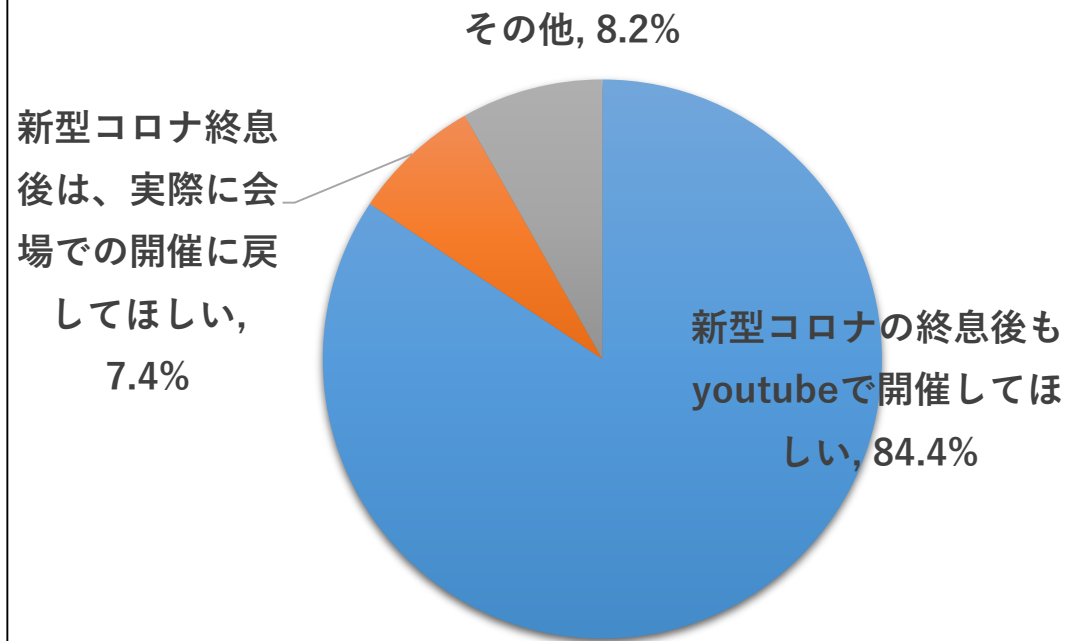
「障害福祉サービス事業者等に対する事業者説明会（集団指導）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和4年度の集団指導の実績② 受講報告について

youtubeでの集団指導の開催について



その他意見

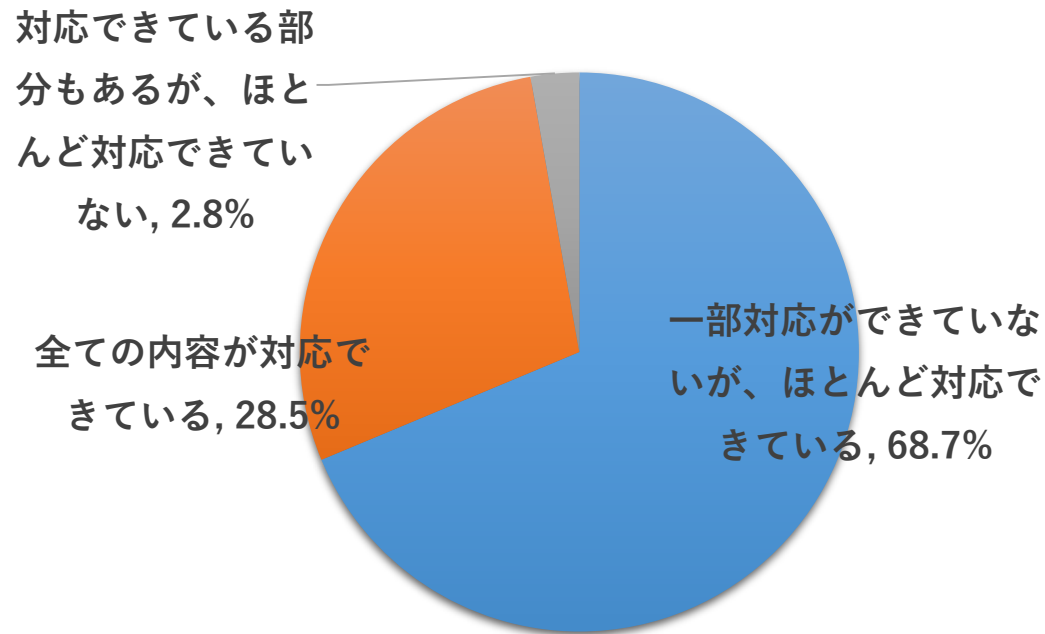
- ・会場とyoutube両方実施を希望し、受講側がどちらに参加するか選択できるようにしてほしい。
- ・会場とyoutubeで併用とし、会場での受講後振り返りができるようにしてほしい。
- ・強いて言えばオンライン参加が可能だと嬉しい。(会場参加との選択制も含む)
- ・開催の目的が果たせるならどちらでも良い。

youtubeで開催を希望する声が多いが、不明点の確認等ができる点から会場開催を希望する声も見受けられました。

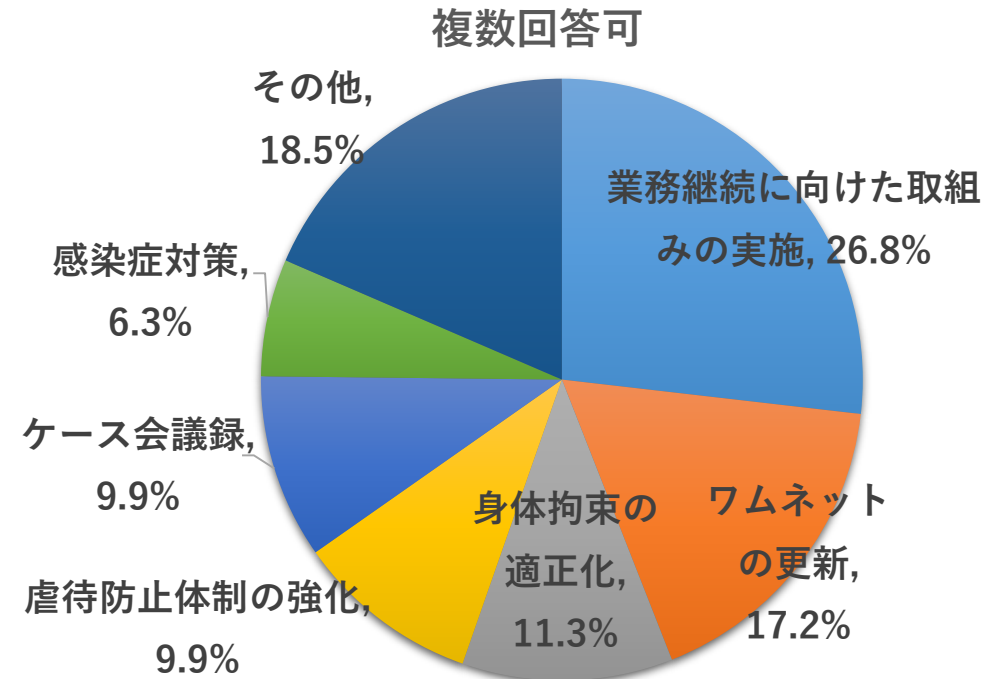
1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和4年度の集団指導の実績③ 受講報告について

集団指導の内容に関する事業所の対応状況



集団指導内容における事業所未対応項目



令和5年度末までに対応が義務化されている「業務継続」や「感染症対策」をはじめ、「身体拘束の適正化」や「虐待防止」に関しては未対応の事業所が多く見受けられました。

1. 姫路市が実施する指導とその実績

(2) 令和4年度の集団指導の実績④ 受講報告について

ご意見・ご要望	詳細	対応
youtubeでの集団指導の開催について	会場開催の様に不明点の確認をする場が欲しい。	質問は随時受け付けております。事業者説明会資料内における「10. 事務連絡」の「質問票」をご活用ください。
集団指導の内容について（わかりづらかったと意見有）	細かい部分を様式等示していただけると業務に反映、質の向上がしやすい。 （特に新しく義務化されるような事）	義務化された（予定も含む）事項については集団指導後半にて、詳細をご説明させていただきます。
集団指導の時間について	・何分何秒からという飛べるリンクがあると便利。 ・説明されるスピードはもう少し早くても良い。	youtubeの動画概要欄にて目次毎に飛べるリンクを張り付けております。 また、動画速度もyoutubeの設定により再生速度を変更できます。

2. 姫路市実地指導における実績

(1) 令和4年度及び過去の実地指導の実績

令和4年度			令和元年度		平成30年度	
実地指導 件数	指摘数	うち 過誤調整	実地指導 件数	指摘数	実地指導 件数	指摘数
49	211 (4.3)	22	61	523 (8.6)	90	690 (7.6)

サービス単位での集計

()内は、概算による実地指導1回あたりの平均指摘数

※ 令和4年度の件数は、令和4年12月末までの実績

※ 指摘数とは改善報告を求めた指摘（文書指摘）数

※ 令和2、3年度は新型コロナウイルスの影響により実施件数が少ないため上記の年度を表示

コロナ禍前は指摘数が増加傾向にあった。令和4年度においては指摘数が減少しているが、僅かな実地指導件数ながらも過誤調整による給付費の返還を求める事例が複数発生しています。

2. 姫路市実地指導における実績

(2) 令和4年度実地指導の実施状況について

サービス種別		実施事業数
障害福祉サービス事業	居宅介護	2
	重度訪問介護	2
	行動援護	2
	重度障害者等包括支援	0
	同行援護	1
	療養介護	1
	生活介護	6
	短期入所	4
	共同生活援助	2
	宿泊型自立訓練	0
	自立生活援助	0
	自立訓練（機能訓練）	0
	自立訓練（生活訓練）	1
	就労移行支援	4
	就労継続支援 A 型	4
	就労継続支援 B 型	13
就労定着支援	1	

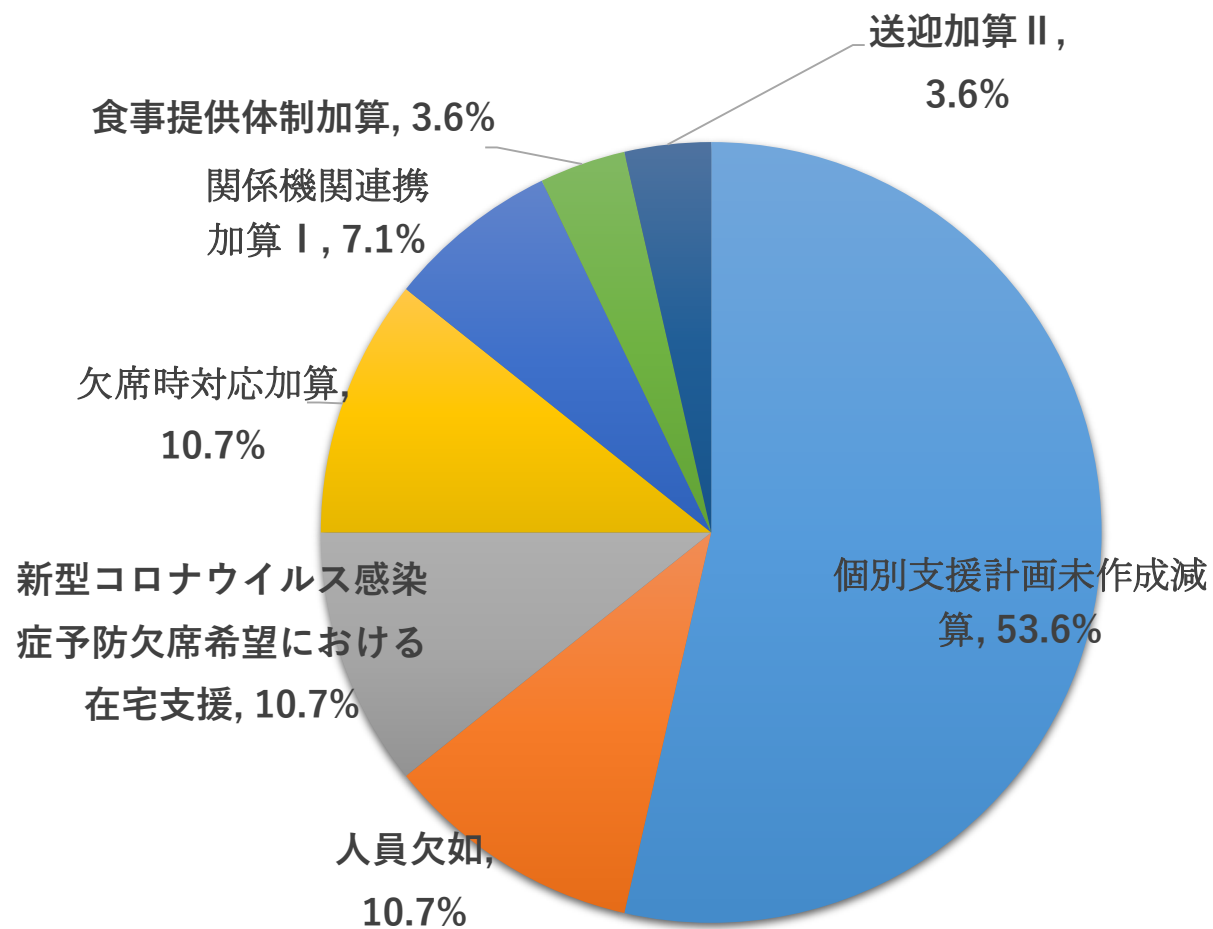
サービス種別		実施事業数
支援施設 障害者	施設入所	2
	生活介護	2
	就労継続支援B型	2
相談支援事業	計画相談支援	3
	地域移行支援	1
	地域定着支援	1
	障害児相談支援	1
支援事業 障害児通所	児童発達支援	8
	医療型児童発達支援	0
	放課後等デイサービス	8
	居宅訪問型児童発達支援	1
	保育所等訪問支援	2
地域生活支援事業		3
合計		77

令和4年12月末時点

2. 姫路市実地指導における実績 (3) 令和4年度の過誤調整事例 概要

実地指導における過誤調整事例の割合

- ・ 令和4年6月下旬から12月末までの実地指導における過誤調整が発生した事例の件数ごとの割合を表示しています。
- ・ 全サービスに共通する個別支援計画未作成減算が半数を占めています。
- ・ 次いで人員欠如、新型コロナウイルスによる在宅支援において誤った運営も多く見受けられ、各種加算の算定要件を満たさない状況も確認できました。



2. 姫路市実地指導における実績

(4) 令和4年度の過誤調整事例 詳細①

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
個別支援計画未作成減算	個別支援計画は6月に1回以上見直しを行うべきところ、前回の個別支援計画の見直し後の同意日から6月以上経過後に利用者から同意を得ていた。	就労継続支援A型、B型、生活介護、共同生活援助、児童発達支援（居宅訪問型含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	利用者の同意を得ていないものがあった。	
人員欠如	常勤要件のある職員の勤務実績において、常勤として定める時間よりも短い時間で勤務しており、常勤要件を満たさない状況であった。	就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス
	就業規則、勤務実態、運営規程及び重要事項説明書から、一週間に常勤職員の勤務すべき時間数は40時間であるところ、勤務形態一覧表では異なる時間で管理していた。	

2. 姫路市実地指導における実績

(4) 令和4年度の過誤調整事例 詳細②

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
新型コロナウイルス感染症 予防欠席希望における在宅 支援	居宅への訪問、音声通話等、可能な範囲での支援の提供を行った場合に算定できるが、プリント等を配布するのみで電話等での代替支援をしていないものがあった。	児童発達支援
	事前に市に届出をしていない利用者に対して在宅支援を行ったとして報酬算定していた。	
欠席時対応加算	利用を予定していた日の三日以上前に連絡があった場合や入院中に算定していた。	就労継続支援A型、 放課後等デイサービス
	欠席の連絡の記録がないもので加算を算定しているものがあった。	

2. 姫路市実地指導における実績

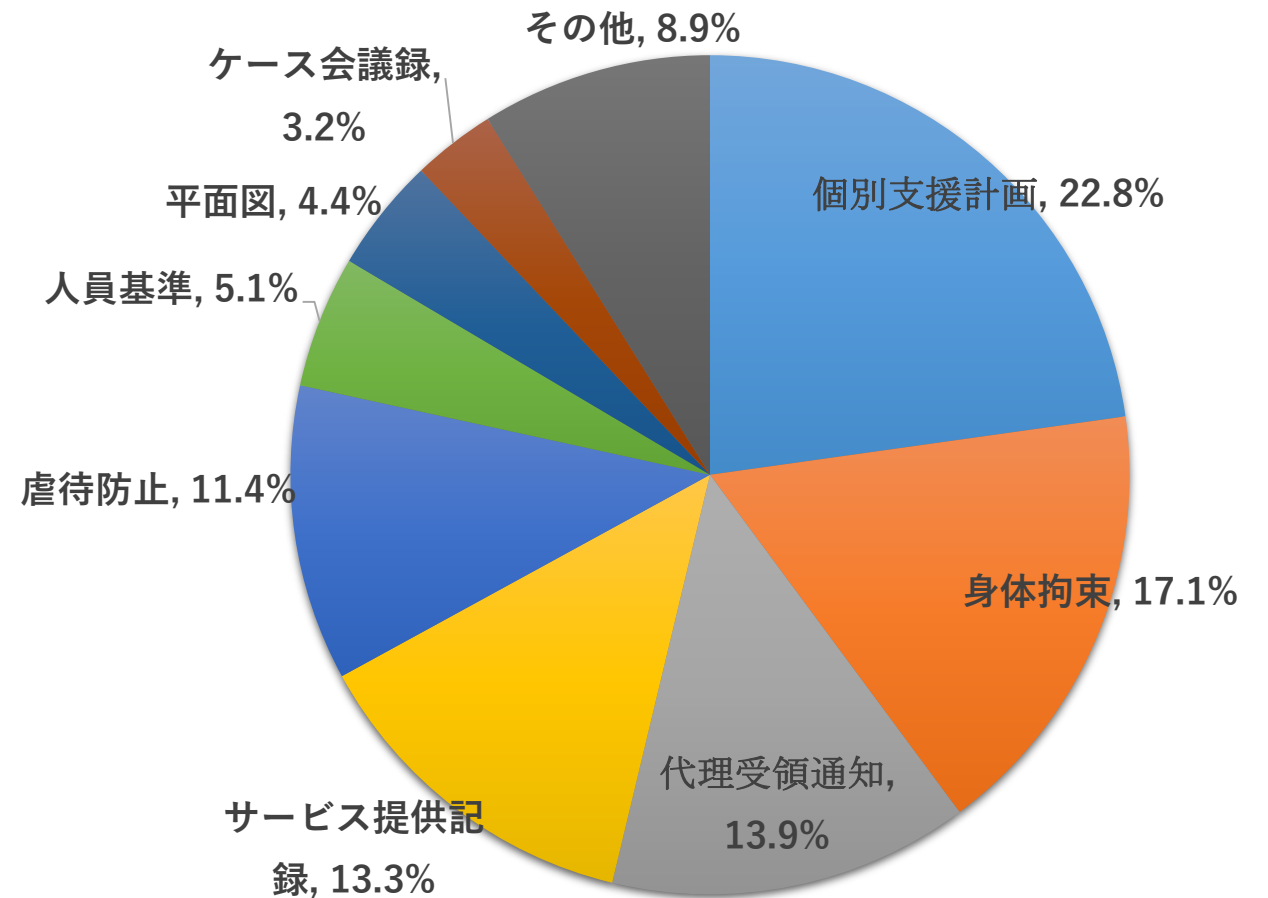
(4) 令和4年度の過誤調整事例 詳細③

過誤調整区分	事例	指摘を行ったサービス種別
関係機関連携加算Ⅰ	児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に算定できるが、電話による日常の連絡調整のみで算定していた。	児童発達支援
食事提供体制加算	サービス提供記録に記録がないにもかかわらず、算定していた。	就労継続支援B型
	対象利用者の食事代軽減額が、食事提供体制加算の報酬算定額以下であった。	
送迎加算Ⅱ	送迎加算Ⅱについて、1回の送迎につき10人以上の利用者が利用又は、週3回以上の送迎を実施した場合に算定できるが、どちらにも該当しないにも関わらず、算定していた。	就労継続支援B型

2. 姫路市実地指導における実績 (5) 令和4年度実地指導指摘事項の構成比率

実地指導における文書指摘事項の割合

- ・令和4年6月下旬から12月末までの実地指導における「速やかに改善を図るべき事項」となった項目の内、サービス種別を問わない内容を抜粋しております。
- ・個別支援計画、サービス提供記録、代理受領通知等、利用者へのサービス提供の一連の流れにおいて誤った運営が多く見られます。
- ・令和4年度から義務化された「身体拘束の適正化」や「虐待防止」に関しては取り組みが不十分な事業所や体制整備中の事業所が多く見られました。



3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容①

前回の集団指導で紹介した指摘事項については、下記資料をご覧ください。

姫路市ホームページ「実地指導にてよくある指摘事例集」（人員・運営編）（報酬編）

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

※今回は前回の集団指導以後、新たに指摘した事項のみを紹介いたします。

①計画の作成（書類の交付）

- ・ 個別支援計画に、利用者の同意日及び利用者の確認がないものがあった。
- ・ 個別支援計画の説明及び交付を直接処遇職員が行っていた。
- ・ 個別支援計画が未作成にもかかわらず、サービス提供を行っているものがあった。

詳しくは姫路市ホームページ「令和4年集団指導（個別支援計画について）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000001542.html>

3. 実地指導における主な指摘事項

指摘頻度の高い事項の内容②

②代理受領通知

- ・代理受領通知書を交付していなかった。
- ・給付費の金額を請求書及び領収書で通知していたが、代理受領である旨及び明細内容について記載がされていなかった。

③サービス提供記録

- ・利用者の署名又は記名押印がなかった。
- ・サービスの具体的な内容がなかった。
- ・利用者の署名又は記名押印をしたものを保管してなかった。

④人員基準

- ・勤務形態一覧表（予定・実績）を毎月作成、保管していなかった。

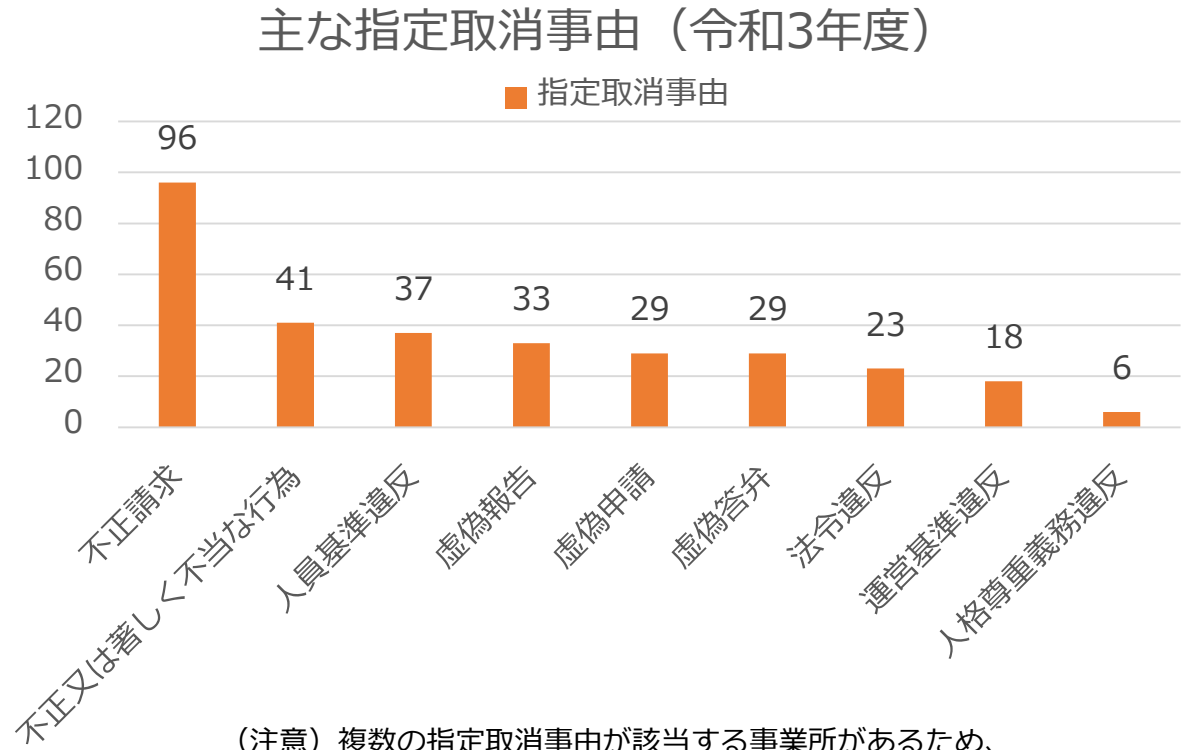
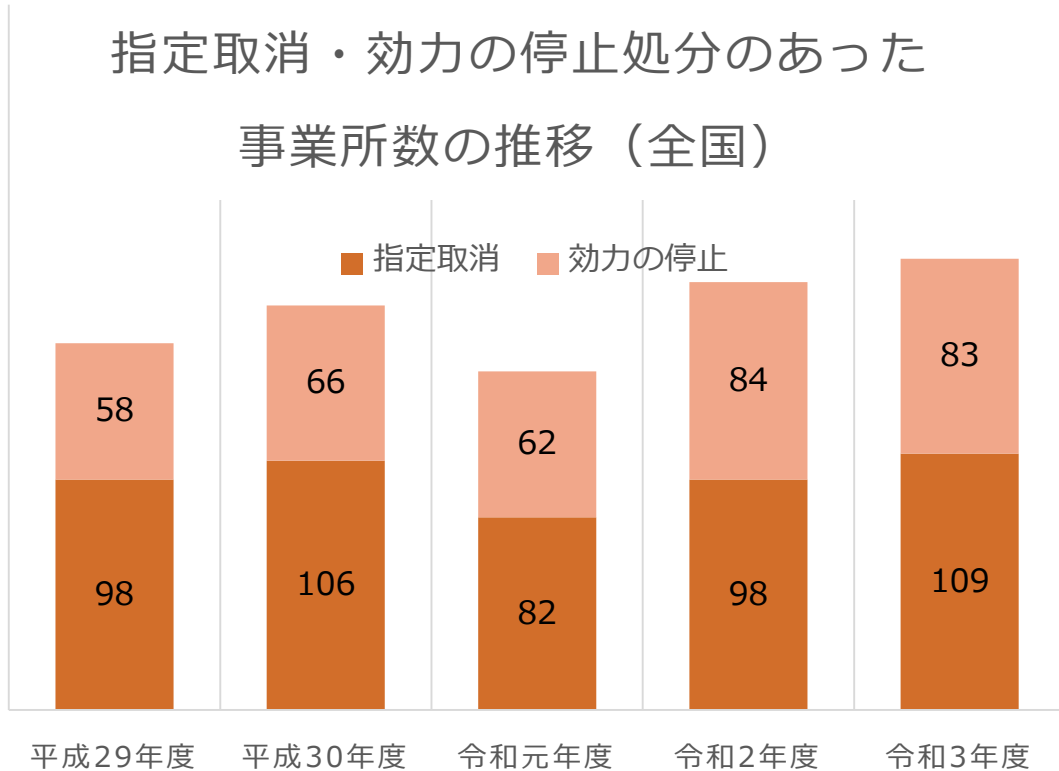
3. 実地指導における主な指摘事項 指摘頻度の高い事項の内容③

⑤その他

- ・協力医療機関、重要事項の掲示がなかった。
- ・運営規程の変更はしていたが、変更届が未提出であった。
- ・利用者から個人情報の利用に係る同意書を受領していなかった。
- ・利用者に関する事故について、姫路市に報告がなかった。
- ・利用者負担額等の受領について、食事提供に係る、設備の整備費用を利用者から食費として食材料費に上乗せする形で徴収していた。

4. 行政処分実績

(1) 全国の取消等処分の推移、処分事由の統計



(注意) 複数の指定取消事由が該当する事業所があるため、指定取消件数と各指定取消事由の合計は一致しない。

出典：厚生労働省：障害保健福祉関係主管課長会議資料 令和5年3月

取消処分の事由としては、不正請求が最も多く全体の約3割を占めます。姫路市においては不正請求をはじめ、虚偽申請、虐待案件については、特に厳正に対処します。

4. 行政処分実績

(2) 姫路市の令和3年度行政処分実績

サービス種別	処分内容	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
放課後等 デイサービス	指定取消	<ul style="list-style-type: none">・不正請求・不正又は著しく不当な行為・虚偽答弁	指定を受けた場所以外で支援していたにもかかわらず、対象事業所で支援していたものとして給付費を請求した。
生活介護	指定取消	<ul style="list-style-type: none">・虚偽申請・不正請求・不正又は著しく不当な行為・虚偽答弁	常勤の生活支援員を配置していないにもかかわらず、適用すべき減算をせず、また加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算をし、給付費を過大に請求した。
放課後等 デイサービス	6カ月 一部効力 停止	<ul style="list-style-type: none">・不正請求・不正又は著しく不当な行為・虚偽答弁	児童発達支援管理責任者の勤務実態がなかったにもかかわらず、適用すべき減算をせず、また加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず加算をし、給付費を過大に請求した。

※処分理由の詳細等は「障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について」

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000013892.html> を参照してください。

4. 行政処分実績

(3) 姫路市の令和2年度行政処分実績

サービス種別	処分内容	処分理由（理由の内、一部を抜粋）	
児童発達支援、 放課後等 デイサービス	指定取消	<ul style="list-style-type: none">・ 人員基準違反・ 不正請求・ 虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否・ 虚偽答弁・ 不正又は著しく不当な行為	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、給付費を過大に請求した。
放課後等 デイサービス	指定取消	<ul style="list-style-type: none">・ 人員基準違反・ 不正請求・ 虚偽報告及び帳簿書類等の提出拒否・ 虚偽答弁・ 不正又は著しく不当な行為	人員基準違反がありながら必要な減算をせず、さらに、サービス提供職員を加配しているとして加算等を算定し、給付費を過大に請求した。

※処分理由の詳細等は「障害福祉サービス事業者等に対する行政処分について」

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000013892.html> を参照してください。

5. 令和3年度報酬改定で義務化された事項について

令和3年度報酬改定で義務化された事項については下図のとおり対応期限が定められています。これらの事項は集団指導の受講報告や実地指導においても未対応事業所が多かったことから、対応すべき内容の詳細について資料を作成しました。

身体拘束の適正化については未対応の場合、減算となります。令和5年度の実地指導等で未対応の事実が確認できた場合は厳正に対処しますので、資料を基に対応の急務をお願いします。

対象：全サービス

取組事項	2021.4.1 (令和3年度)	2022.4.1 (令和4年度)	2023.4.1 (令和5年度)	2024.4.1 (令和6年度)
感染症対策の強化の取組み	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
業務継続の取組み	努力義務	努力義務	努力義務	義務化
障害者虐待防止の取組み	努力義務	義務化	義務化	義務化

対象：自立支援・就労定着支援・相談系以外のサービス

取組事項	2021.4.1 (令和3年度)	2022.4.1 (令和4年度)	2023.4.1 (令和5年度)	2024.4.1 (令和6年度)
身体拘束を行う場合の 態様及び時間、その際の 利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない 理由等の記録 ※訪問系のみ新設	訪問系 サービス	義務化	義務化	義務化
	その他	従前より義務化されている		
身体拘束の適正化のための委員会の 設置や研修等の実施 ※令和3年度新設	努力義務	義務化	義務化	義務化
身体拘束未廃止減算 ※ (新設事項に関する減算)			減算適用	減算適用

詳しくは姫路市ホームページ「令和3年度報酬改定で義務化されたものについて（注意喚起）」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002691.html>

6. 加算届の届出に関すること

(1) 介護給付費等の算定に係る届出の提出期限

ア 制度変更のない通常分(単位数が増えるもの)

毎月15日まで(必着) [翌月から算定]

※ 15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日とします。

※ 4月からの算定分については、既に締切済です。

イ 制度変更のあった加算や前年度実績が必要な基本報酬・加算等について

4月14日までに提出 ⇒ 4月から算定

4月28日までに提出 ⇒ 4月から算定

5月1日以降に提出 ⇒ 6月以降から算定

※ 4月15日以降の提出は、データの反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる場合があります。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算 (福祉・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を含む)

加算の算定を受けようとする月の前々月の末日まで

算定している加算の「内容」に変更が生じた場合、請求に変更がない場合でも届出が必要です。

6. 加算届の届出に関すること

(2) 令和5年度就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

【前年度実績が必要な基本報酬について】

就労移行支援（就労定着者の状況）、**就労継続支援A型**（スコア方式）、**就労継続支援B型**（平均工賃月額）、**就労定着支援**（就労定着率）は、毎年度、前年度実績の報告が必要です。

区分の変更の有無にかかわらず、上記の4事業で前年度実績を算定できる全ての事業所（令和4年4月1日以前に事業を開始した事業所）は、届出を提出してください。

※ 令和5年度の基本報酬の算定に当たっては、令和4年度と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能（詳細は次ページを参照）。

【前年度実績が必要な加算について】

変更がない場合の届出は不要ですが、各事業所において加算の算定要件を満たしていることを確認してください。

（重度障害者支援体制加算（就労継続支援B型）等）

6. 加算届の届出に関すること

(2) 令和5年度就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和5年度の基本報酬の算定に当たっては、5月に感染症法上の位置づけの変更が見込まれるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県・指定都市・中核市に提出することとする。

[なお、本特例については、令和5年度をもって終了とする。]

サービス	実績算出の考え方	令和4年度の取扱い	令和5年度の取扱い(案)
就労移行支援	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)	① 令和3年度及び令和4年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和元年度、令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)(特例)	① 令和2年度、令和3年度及び令和4年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)(特例)
就労継続支援A型	5つの評価項目ごとに、主に前年度の実績に応じて評価	[労働時間] ① 令和3年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) [生産活動] ① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例) ※それ以外の項目は、令和3年度実績で評価	[労働時間] ① 令和4年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) [生産活動] ① 令和3年度及び令和4年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例) ※それ以外の項目は、令和4年度実績で評価
就労継続支援B型(工賃型)	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価	① 令和3年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① 令和4年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

6. 加算届の届出に関すること

(3) 令和5年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について

- 令和5年度より福祉・介護職員処遇改善及び福祉・介護職員等特定処遇改善、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の見直しが行われました。見直し後の様式は、兵庫県から提示され次第、ホームページで公表します。

令和5年度当初の特例として、提出期限を令和5年4月17日（月）（必着）としておりますので、年度当初（4月又は5月）からの算定を計画されている事業所は、期限内に計画書を提出してください。

なお、**4月18日以降に提出**のあったものについては、通常どおり**提出日の属する月の翌々月からの算定**となります。（例：4月20日に届け出た場合は、6月から算定可）

- ※ 様式が令和4年度から変更されていますので、必ず下記監査指導課のホームページに掲載された令和5年度の様式を使用して作成してください。

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003243.html#index-1-98>

- 令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等実績報告書について

提出期限：令和5年7月31日（月）（必着）

- ※ 提出書類については、後日、監査指導課のホームページに掲載します。

6. 加算届の届出に関すること

(4) 障害児通所支援事業所に関して

○ 障害児通所支援事業所の自己評価結果等未公表減算について

障害児通所支援事業所については、自己評価結果の公表が義務付けられています。自己評価結果の公表方法及び公表内容の報告がなされていない場合、自己評価結果等未公表減算（所定単位の85/100）の対象となりますので注意してください。

○ 児童指導員等加配加算の加配の常勤換算の考え方について

【例示：定員10人の事業所の場合の人員基準】

人員基準①：1人は常勤で配置

人員基準②：サービス提供時間を通じて2人を配置

人員基準①の常勤職員1人以外の人員基準②の従業者についてサービス提供時間を除いた営業時間帯の勤務時間を、児童指導員等加配加算の常勤換算数に加えることができます。

ただし、日ごとでサービス提供時間内に勤務していない職員については、当該加算の常勤時間数に加えることはできません。

7. 人員に関すること

(1) 児発・放デイにおける直接処遇職員の配置基準の見直しについて

令和3年度の報酬改定において、児童発達支援及び放課後等デイサービスの直接処遇職員配置基準が見直され、専門性及びサービスの質の向上のため、現行の「障害福祉サービス経験者」を廃止し、保育士又は児童指導員のみとなりました。

令和3年3月31日時点で既に旧基準に基づく指定を受けている事業所については、**令和5年3月31日までの間は**、経過措置により、従来通り障害福祉サービス経験者を基準人員に加えることができるものとされていましたが、**令和5年4月1日以降、経過措置は適用されません。**

保育士又は児童指導員による人員基準を満たしていない場合はサービス提供職員欠如減算が適用されますので十分にご注意ください。

7. 人員に関すること

(2) 行動援護に係るサービス提供責任者・従業者の経過措置延長

行動援護の経過措置については、令和3年3月31日で終了となる予定でしたが、人材確保が困難な状況であること等から、新たに資格を取得するものを除き当該経過措置が**令和6年3月31日まで延長**されました。当該期間までに必要な研修課程を必ず修了してください。

※ 同行援護に係るサービス提供責任者・従業者の経過措置は、平成30年3月31日で終了しています。

7. 人員に関すること

(3) 新型コロナウイルス感染症関連への対応について

厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等に関する臨時的な取扱いが示されています。各事業所においては、厚生労働省が発出している通知をよく確認し、事業所運営を行ってください。また、実際に臨時的な取扱いをとられる場合は、事前に姫路市に相談してください。

さらに令和5年5月から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけは「5類感染症」に変更される見込みとなっています。それにより、これまでの取扱いと変更点が発生すること考えられますので、最新情報の確認の徹底をお願いいたします。

姫路市障害福祉課ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省通知等について）を確認してください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000011412.html>

8. 定員超過に関すること

(1) 定員超過の実態

実地指導等において定員を超過して利用者を受け入れている事例が確認されています。

サービスの提供に支障が生じることのないよう、**事業所が定める利用定員を超えた受け入れは原則禁止されています**。定員超過利用減算にならない範囲であれば受け入れ可能というわけではなく、**指導の対象**となります。

実地指導でこれらの実態の確認ができた場合は「速やかに改善を図るべき事項」として指摘をしております。

【障害者】定員の遵守

(基準条例第71条等※療養介護他準用)

指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

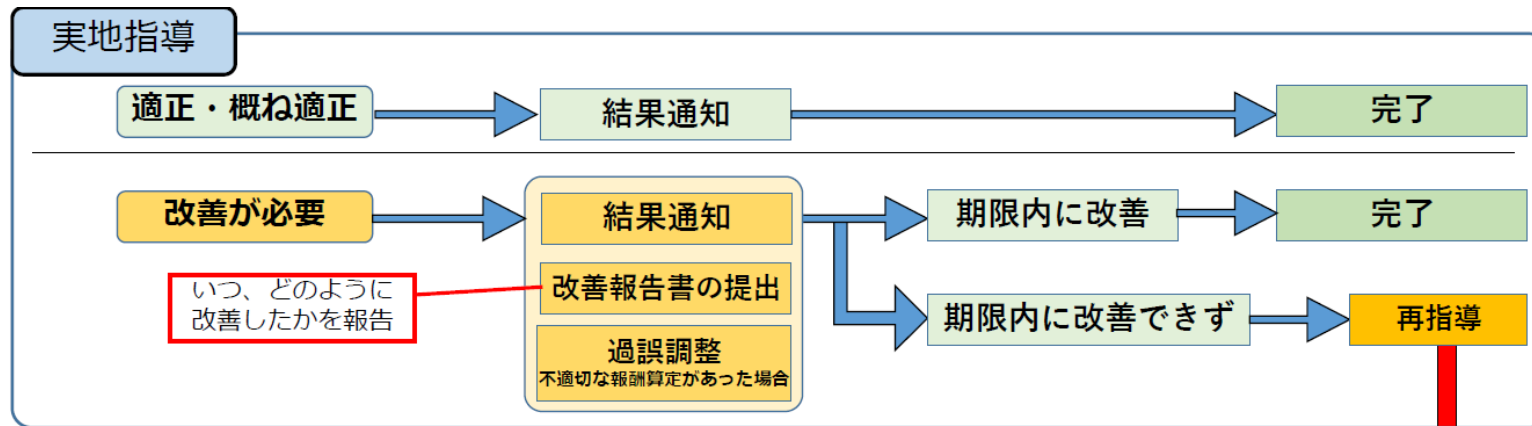
【児童】定員の遵守

(基準条例第340条等※児童発達支援他準用)

指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

8. 定員超過に関すること

(2) 指導後の流れ



- ①虐待の疑い
- ②重大な基準違反の疑い
- ③サービス内容や介護給付費の請求等に、不正若しくは著しい不当の疑い

監査

- ④度重なる指導を行っても、改善が行われない

監査に至るのは、①～④のいずれかに該当する場合

**当市からの指導に従わず
定員超過を続けた場合
当市から指導を受けた場合
のフロー図**

※令和4年12月集団指導資料抜粋

度重なる指導に従わない場合は監査の対象となり、改善勧告、改善命令、行政処分の対象となる可能性があります。

8. 定員超過に関すること

(3) やむを得ない場合の対応

実地指導において聞き取りを行う中で事業所が考えるやむを得ない事情と制度が予定している事情に差異が生じていることがあります。

制度が予定しているやむを得ない事情とは「災害、虐待その他のやむを得ない事情」であり、保護者の都合で当日急遽受け入れする場合等はこれらに該当するかを判断する必要があるため、都度、障害福祉課への確認を求めています。

また、やむを得ない事情として定員超過受け入れを認められた場合は当日やむを得ず急遽受け入れた理由を記録していただく必要があります。

定員超過にて受け入れを行う場合は障害福祉課に必ず確認いただきますようお願いいたします。

9. その他留意事項

(1) 情報公表制度

利用者の個々のニーズに応じた事業者等の選択や事業所等における適正なサービス提供の推進を目的に、W A M - N E T で全国の各事業所の情報が公表されています。

事業所（当該年度の新規指定事業所に係るものを除く）は、**毎年5～7月に障害福祉サービス等情報を指定権者に報告すること**となっていますので、情報公表システムから承認申請をしてください。

情報の入力に際し、未入力項目等が多く見受けられます。以下の点に注意して入力してください

- ・「ある」「なし」を選択する項目でどちらも選択されていない。
※特に、令和3年度の報酬改定で新設された加算、処遇改善関係（特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算等）
また、「ある」と回答した場合において、具体的な方策が入力されていない。
- ・同行援護・行動援護のサービスで研修修了者の人数が入力されていない。
- ・決算資料（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）が添付されていない。
→**生産活動を行っている事業所は必ず添付してください。**

9. その他留意事項

(2) 前年度平均利用者数について（訪問系の事業所を除く）

前年度平均利用者数について、適切な算定を行っていない事業所が多く見受けられます。前年度平均利用者数は、人員基準配置上の従業者数の算出や加算算定用の数値として使用しますので適切に算定してください。

特に新たに事業を開始（再開）又は、定員の変更があった場合の算出方法は、煩雑になりますのでご注意ください。

「【添付書類1】補足資料 前年度平均利用者数の算定（考え方）について」を姫路市ホームページに掲載しています。詳しくはこちらをご確認ください。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003168.html>

9. その他留意事項

(3) 業務管理体制の届出①

障害者総合支援法及び児童福祉法により、障害者（児）施設・事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者又は入所者の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、各事業者に対し法令遵守等の業務管理体制の整備とその届出が義務付けられています。

（根拠法・条文ごとに届け出る必要があるため注意すること。）

法律・条文	対象事業
障害者総合支援法第51条の2	障害福祉サービス事業（下記以外のすべての事業）
障害者総合支援法第51条の3 1	一般／特定相談支援事業
児童福祉法第21条の5の2 6	障害児通所支援事業
児童福祉法第24条の3 8	障害児相談支援事業

9. その他留意事項

(3) 業務管理体制の届出②

・事業者が整備する業務管理体制（1）

法令遵守責任者
何らかの資格を要件とはしないが、少なくとも障害者総合支援法、児童福祉法及び法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定している。また、法務部門を設置していない事業者等の場合は、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任すること。 なお、代表者自身が法令遵守責任者になることは妨げない。
法令遵守規定
少なくとも、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がある。 日常の業務運営に当たり法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や、標準的な業務の流れを記載したもの等、事業者等の実態に即したものを作成すること。
自主監査
事業者等が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等であって、既に、医療法、社会福祉法、特定非営利活動促進法、会社法等の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合は、その監査をもって法に基づく業務執行の状況の監査とすることができる。また、当該監査は、事業者等の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法によることもできる。 なお、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所等に対して年1回実施しなければならないものではないが、事業所等ごとの自己点検と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うこと。

9. その他留意事項

(3) 業務管理体制の届出③

・事業者が整備する業務管理体制（2）

事業所数：1以上20未満	事業所数：20以上100未満	事業所数：100以上
①法令遵守責任者の選任	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規定の整備	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規定の整備 ③自主監査の実施

・業務管理体制の整備に関する事項の届出先

区分と届出先一覧	
区分 (事業所等の数は法令の区分毎にカウントする)	届出先
姫路市以外の事業所等が 兵庫県以外に所在する事業者	厚生労働省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)
姫路市以外の事業所等が 兵庫県内のみ所在する事業者	法人所在地を管轄する 兵庫県健康福祉事務所
事業所等のすべてが 「姫路市」市内に所在する事業者	姫路市

10. 事務連絡

(1) 指定基準と審査基準

令和4年度実地指導において、**指定基準**や報酬基準を正しく理解していないため、多くの指摘を受ける事業所が複数見受けられました。

姫路市では、指定申請等の内容が指定基準を満たしているかの確認にあたり、**審査基準**に基づいて申請や届出内容の適否を判断しています。また、指定後の実地指導等においても、基準を満たすか確認をしております。

指定基準

条例や省令によって定められた事業所が満たすべき基準。
サービス種別ごとに、**人員基準**（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）、**設備基準**（事業所に必要な設備等に関する基準）、**運営基準**（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）の3つの視点から定められている。

審査基準

- ・左記の指定基準を満たしていること。
- ・法で定める欠格事由に該当しないこと。

法：障害者総合支援法又は
児童福祉法

指定を受けた以降も指定基準及び報酬基準を遵守し、適正運営を図るとともに、サービスの質の向上に努めることが求められます。

10. 事務連絡

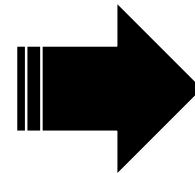
(2) 事前協議のあり方について①

障害福祉サービス事業等の指定申請や、一部の内容の変更届の際には書類の提出前に**事前協議**を必要とする運用を行っています。

事前協議とは…指定日や変更日の2か月以上前を目途に指定基準及び審査基準その他関係法令等に基づき、事業所の運営体制や各種手続きの対応状況を確認し、必要な指導又は助言を行うもの。

良くある事例

- ・ 事前協議に臨む際の書類等の準備不足
- ・ 事業所運営における体制構築が不十分



結果

- ・ 指定日や変更日に遅れが発生
- ・ 事業所の適切な運営に悪影響が発生

令和5年度より、事前協議の質を高めることを目的として、後述の事前協議時の準備書類を用いて協議を行います。

準備書類の内容について整備が完了していない状況や整備の見通しが立たない状況では事前協議に臨むことはできません。

10. 事務連絡

(3) 事前協議のあり方について②

事前協議書（参考様式）及び協議内容により下記の書類の準備をお願いします。

URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023257.html>

事前協議に必要な添付書類	
①事業計画書	⑥職員の勤務体制及び勤務形態一覧表
②定款または登記事項全部証明書の写し	⑦組織体制図
③消防署との協議記録 (※専用様式を新たに作成)	⑧管理者、サービス提供責任者又はサービス管理責任者の経歴書
④建築指導関係各課との協議記録 (※専用様式を新たに作成)	⑨サービス管理責任者の要件が確認できるもの（資格証の写し及び研修修了証書）
⑤事業の用に供する建物の平面図	

※指定申請の場合は上記①～⑨、事業所移転の場合は上記③～⑤、定員増変更の場合は⑤、⑥が必要

10. 事務連絡

(4) 指定時研修の実施開始について

令和5年度より、障害福祉サービス事業等の指定を申請される事業者においては、事業を開始する前に障害福祉サービス事業者等事業所指定時研修を受講いただくことを指定申請における手続きに追加します。

事業者説明会をご覧の事業者におかれましては、研修の受講を義務付けるものではありませんが、適正運営・制度理解の機会と捉え、資料の確認等をお願いいたします。

指定時研修の内容 ①・②・⑤及びサービス種別により③または④の受講が必要

①事業開始時における主な留意事項	③適切な事業運営について 障害者編
	④適切な事業運営について 障害児編
②変更届等の届出事項について	⑤障害福祉サービス等事業の運営における支援者の役割（管理者・サービス管理責任者等向け）

詳しくは姫路市ホームページ「[障害福祉サービス事業] [障害児通所支援事業] 指定時研修について」を参照

URL <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023814.html>

10. 事務連絡

(5) 事業所メールアドレスについて

- ・事業所あての連絡・通知等は、原則としてメールを使用していますので、事業所においてアドレスを変更した場合は、遅滞なくその旨を届け出てくださいますよう、お願いいたします。
※登録アドレスに送信したところ、返戻となる事例が散見されます。
- ・日常の業務において、適宜受信メールをチェックしてくださいますよう、お願いいたします。

電話番号・ファクス番号・電子メールアドレスの変更については、姫路市ホームページ（〔障害福祉サービス事業〕変更・休止・廃止等に関する届出）に様式をアップロードしていますので、ご活用ください。

10. 事務連絡

(6) 姫路市からの情報発信（ホームページ）

姫路市では、障害福祉サービス等事業者向けの情報を、下記のホームページ上で発信しています。届出の様式をはじめ、制度改正に関すること等の情報を掲載していますので、ご確認ください。

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ

※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000003111.html>



障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係

※ 新規指定・指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/000002509.html>



障害福祉サービス等の指定申請書・届出書等の様式集

※ 障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者等が事業所の指定申請、指定変更等を行う際に使用する書類の様式を公開しています。

<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000023784.html>



10. 事務連絡

(7) お問い合わせについて (お願い)

- ・ 事業所の指定基準や報酬関係等に関する質問については、できるだけメールまたはFAXを活用してください。質問にあたっては、質問票をご活用くださいますよう、お願いします。
- ・ 質問内容については、事業所においてあらかじめ指定基準、報酬告示、Q & A等を確認・把握をしていただき、なお不明な点に限定して質問してください。
- ・ 質問に対する回答は、当課で確認後、メールまたは電話で回答します。質問内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- ・ 電話での問い合わせ又は面談予約なく当課を来訪しての問い合わせは、担当者が不在で回答できない場合があります。
- ・ 障害福祉サービス等の事業者からの問い合わせに対する回答の正確性を確保するとともに、効率的な事務処理を図るため、ご協力をお願いします。

姫路市 監査指導課 障害指定担当

ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020301.html>
メールアドレス syougai-kansashido@city.himeji.hyogo.jp
ファクス 079-221-2487



ご清聴ありがとうございました 参加報告書を提出してください

参加報告書の回答をもって、事業者説明会を受講していただいたことを確認します。**報告書の提出のない事業所は翌年度以降の実地指導の優先対象として考慮いたします。**
事業者説明会の受講報告書の回答フォームには、[こちら](#)からご確認ください。

